

農地法第5条転用届出書類チェックシート

届出人	農業委員会		
確認欄	確認欄	申請書類	部数
		1. 農地法第5第1項第6号の規定による農地転用届出書	①
		2. 事業計画書 (別紙) 農地転用にかかる他法令(法律・条例)規制の協議状況チェックシート	①
		3. 被害防除措置計画書	①
		4. 申請地の位置図(住宅地図等)	①
		5. 公図(土地台帳付属地図)(コピー可)	①
		6. 土地利用計画図(事業計画図、横断図、縦断図、排水計画図等) ※隣接地境界線は朱線で必ず明記、建物を伴う転用は建築図面等添付	①
		7. 同意書(隣接農地)	①
		8. 水利関係者転用許可申請確認承諾書	①
		9. 誓約書	①
		10. 土地の登記事項証明書(全部事項証明書)(申請日前6ヶ月以内) ※登記事項要約書は登記事項証明書にはあたらぬので注意	①
		11. 住民票(譲渡人・譲受人)(申請日前3ヶ月以内のもの)(一部コピー可) ※法人の場合は、法人登記と定款(定款はコピー)	①
		12. 権利者の承諾書・同意書(通行同意、登記事項証明書権利設定者)	①
		13. 開発許可書の写し(開発許可を要する届出の場合)	①
		14. 農地利用最適化推進委員の確認・意見書	①
		15. 農地転用等通知書及び地域内調書・区域外申請及び誓約書 ※大和平野土地改良区受益地が対象、脱退金(419円/m ²)の納付必要	①
		16. 委任状(代理申請の場合)	①
		17. 届出地の写真(届出地ごとに)	①

届出人	農業委員会		
確認欄	確認欄	注意事項	
		登記事項証明書の権利部(甲区)の権利者その他の事項で、届出人の住所が異なっており、かつ、住所の沿革が不明な場合は、 <u>住所の沿革が分かる書類(戸籍の付票等)</u> を添付してください。	
		相続未登記物件については、 <u>相続登記完了後に届出</u> するか、法務局への <u>相続登記申請時と同等の相続関係書類の写し</u> を添付してください。	
		賃借権・使用貸借権が設定されている物件は、農地法第18条に基づく <u>権利の解除の手続き完了後</u> に届出をしてください。	
		事業計画地の面積が <u>1000m²以上</u> の場合は奈良県河川整備課 河川計画係にて特定都市河川浸水被害対策法の許可の可否についての確認を行い、許可が必要な場合は <u>事前相談</u> を完了させてください。	

提出者			
確認欄	誓約事項		
	※上記の届出書及び添付書類につきましては届出人(【譲(借)受人】【譲(貸)渡人】)の意思に基づき作成されたものであり、虚偽の記載がないことを確認の上提出いたします。		

提出者	住所		
	氏名	連絡先	()
提出日時	令和 年 月 日 () 時 分	窓口受付担当者	